



地産地消・有害鳥獣駆除

地産地消

問 農業振興課 ☎28-6323

『地産地消』とは

地産地消とは、地域で生産された食べ物（農産物）をその地域内、またはできる限り近い地域で消費することです。

また、食べ物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結び付ける取り組みでもあります。

『地産地消』の取り組みについて

学校給食における地産地消の取り組みや食育を推進するため、直売所の担当者や生産者等と連携して、学校給食に地元産食材を積極的に活用しています。平成30年度学校給食に占める地元産野菜果物等の割合（地産地消率）は36%に達しています。

また、四国中央市地産地消推進委員会では、食と農を支えていくため、土居地域の生産者の皆様から圃場の提供をいただき学校給食米の田植えや稲刈り、昔農具による収穫体験、おにぎりの試食会など生産者と消費者のお互いの顔が分かる関係づくり、笑顔でつながる地産地消を目指しています。

地域の将来を担う子供たちに「目で見て、聞いて体験して、味わう」心に残るいきた体験活動を行っています。

地域ぐるみでの鳥獣被害に取り組もう

問 農業振興課 ☎28-6323 FAX28-6126

近年、野生鳥獣（特にニホンザル）による農作物などへの被害が増加しています。その対策として、地域が主体となって考え、実践していくことが必要となっています。

有害鳥獣対策は、守り（防除）と攻め（捕獲）の同時進行が原則です。補助や制度についての出前講座も開設しておりますので、地域での会合等に必要でしたらご活用ください。



地産地消・有害鳥獣駆除